

令和元年度第 1 回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

■日時: 令和元年 10 月 17 日(木) 10:00～10:29

■場所: 香川県庁本館 21 階特別会議室

■出席者: 「出席者名簿」のとおり

■次第

- 1 開会
- 2 会長（知事）挨拶
- 3 議題

香川県広域水道企業団議会への提出議案について

- ① 補正予算議案
- ② 条例改正議案
- ③ 決算の認定及び未処分剰余金の処分

- 4 その他
- 5 閉会

■配付資料

（資料 1－1） 令和元年 10 月香川県広域水道企業団議会定例会について

（資料 1－2） 令和元年 10 月議案の概要

（資料 1－3） 令和元年 10 月香川県広域水道企業団議会定例会議案

（資料 1－4） 令和元年度補正予算説明書

（資料 1－5） 平成 30 年度香川県広域水道企業団水道事業会計決算書

平成 30 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計決算書

（資料 1－6） 平成 30 年度香川県広域水道企業団決算参考資料

（資料 1－7） 香川県広域水道企業団資金不足比率報告書

（資料 1－8） 平成 30 年度香川県広域水道企業団決算審査意見書

（資料 1－9） 平成 30 年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書

(資料 2) 入札契約制度の統一について

(資料 3) 施設整備計画の見直しについて

■議事

●司会開会

●会長挨拶

●司会議長について

●議長

- ・「香川県広域水道企業団議会への提出議案について」事務局から説明を。

●事務局

- ・それでは、「香川県広域水道企業団議会への提出議案について」説明する。
- ・資料 1－1 を御覧いただきたい。企業団議会については、「香川県広域水道企業団議会定例会に関する条例」に基づき、年 2 回定例会を開催することとされており、今年度第 1 回目の企業団議会定例会を今月 28 日の午前 10 時から、この会議室を議場として開催を予定している。
- ・当日の議事としては、企業長提出議案として、予算議案 1 議案、予算外議案 7 議案を予定しており、議案の主な内容について、資料 1－2 「議案の概要」により説明する。
- ・1 ページの予算議案は、第 1 号「令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案」である。
- ・2 ページの補正予算の概要については、東讃ブロック統括センターの設置場所変更に伴う補正であり、設置場所が、さぬき市役所・旧津田支所から旧津田幼稚園に変更したことに伴うものである。次に、西讃ブロック統括センターの敷地内に倉庫を建築することに伴う補正であり、センターが入居する県三豊合同庁舎について、スペースが不足しているため、同敷地内に倉庫を建築するものである。
- ・3 ページの債務負担行為については、東讃ブロック統括センターの設置場所変更に伴う開設準備事業及び施設改修工事、また、三豊地区浄水場運転監視業務委託の準備行為についてである。予算議案の概要については以上である。

- ・ 4 ページからは予算外議案について説明させていただく。
- ・ 第 2 号議案「香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案」については、令和 2 年 4 月に、現在市町ごとに設置している事務所を統合し、5 箇所のブロック統括センターとするとともに、「府中事務所」の名称を「広域送水管理センター」に改めることに伴い、所要の改正を行うものである。施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日としている。
- ・ 第 3 号議案「香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案」は、料金の算定や徴収方法、手数料について統一を図るため、また、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されたことに伴い、当該更新手数料を定めるため、所要の改正を行うものである。具体的には、料金の計量・算定及び徴収を隔月ごとに統一するほか、納付方法を納入通知書、口座振替、クレジットカードによる納付に統一するものである。また、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料について、指定時と同額の 1 万円に設定するとともに、これまで旧事業体ごとに運用していた、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合の設計審査及び工事検査に係る手数料を統一し、5 千円に設定するものである。施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日とし、水道法の一部改正に伴う改正については、公布の日としている。
- ・ 5 ページの第 4 号議案「香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例及び香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案」については、学校教育法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うもので、引用している法律の条項を改めるほか、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の資格要件について、「専門職大学前期課程」を追加するものなどである。施行期日は、公布の日としている。
- ・ 6 ページの第 5 号議案「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例及び香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案」は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律

の整備に関する法律」により地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から「成年被後見人及び被保佐人」が削除されたこと等に伴い、関係条例について該当部分を削除するものである。施行期日は、法の施行に合わせ、令和元年 12 月 14 日としている。

- ・第 6 号議案「香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案」は、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の資格について、技術士法施行規則の一部改正により、技術士試験の第 2 次試験のうち上下水道部門に係る選択科目から「水道環境」が削除されたことに伴い、同様の改正を行うものである。施行期日は、公布の日としている。
- ・以上で、議題のうち、補正予算議案及び条例改正議案の説明を終えさせていただく。

●事務局

- ・議題の「香川県広域水道企業団議会への提出議案について」のうち、決算の認定及び未処分利益剰余金の処分等について説明する。
- ・7 ページ第 7 号議案「平成 30 年度水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分」についてである。1 の業務量について、給水戸数、給水人口、年間給水量、年間有収水量、いずれもおおむね前年度と同程度である。また、有収率は 89%程度で推移している。
- ・8 ページ 2 の予算執行状況、(1)収益的収支についてである。収支差引は、税込みで 31 億円余の黒字、給水収益は、217 億円余である。なお、消費税及び地方消費税納付のため、営業費用から営業外費用へ 1 億 6,800 万円余を流用している。
- ・9 ページ(2)資本的収支の支出のうち、建設改良費は 112 億円余である。また、建設改良費の翌年度への繰越額は 90 億円余で、その財源として、12 億円余を国庫補助金、16 億円余を企業債、5 億円余を出資金等、56 億円余を自己資金で賄うこととしている。また、資本的収支の不足額は、105 億円余で、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6 億円余、減債積立金及び建設改良積立金 60 億円余、当年度分

損益勘定留保資金 38 億円余で補填するものである。

- ・ 10 ページ 3 経営成績及び財政状態、(1) 経営成績についてである。総費用は、201 億 7,200 万円、総収益は 226 億 1,800 万円で、うち給水収益は、201 億 5,100 万円、また、当年度純利益は 24 億 4,600 万円である。
- ・ 11 ページ(2)の財政状態について、資産総額は、2,512 億 6,600 万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は 730 億 4,400 万円、資本は 1,403 億 7,900 万円である。
- ・ 12 ページ 4 の未処分利益剰余金の動き及び処分(案)である。平成 30 年度末の未処分利益剰余金残高は、97 億 7,400 万円で、処分(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。18 億 7,700 万円を減債積立金に、18 億 1,700 万円を建設改良積立金に、500 万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、60 億 7,500 万円を資本金に組み入れるものである。
- ・ 13 ページ 5 のキャッシュフローについては、平成 30 年度における、業務活動による増は、116 億円余、投資活動による減は、86 億円余、財務活動による減は 13 億円余で、差引 16 億円余の増となり、期末残高は 354 億円余である。
- ・ 14 ページ 6 の施設整備の概況については、施設整備の事業費について、平成 30 年度執行額は 101 億円余、翌年度繰越額は 88 億円余で、管路の新設、更新、移設、浄水施設の更新等を実施するほか、栂川ダム建設事業負担金を支出するものである。これらの財源には、国庫補助金、企業債、他団体出資金・補助金・負担金、自己財源等を充てるものである。
- ・ 15 ページ 7 の構成団体からの繰入金の状況については、管路及び配水池等の新設・更新工事等に係る補助金、ダム建設等に係る出資金等、事業収益、資本的収入、合わせて 20 億円余を繰り入れたものである。
- ・ 16 ページ「香川県水道広域化基本計画」における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を 3.5 倍以内、同じく内部留保資金の比率を 0.5 程度としておりますが、企業団全体での 30 年度末の実績は、企

業債残高の比率が 2.75 倍、内部留保資金の比率が 1.20 となっている。水道事業会計については以上である。

- ・ 17 ページからは、第 8 号議案の「工業用水道事業会計」についてである。1 の業務量につきまして、30 年度の給水事業所数は前年度と同じ 38 事業所、また、年間有収水量は 2,151 万立方メートル余で前年度と同程度である。
- ・ 18 ページ 2 の予算執行状況、(1)収益的収支については、収支差引は、税込み 1 億 8,100 万円余の黒字、給水収益は 7 億 9,700 万円余である。
- ・ 19 ページ(2)の資本的収支については、支出のうち、建設改良費は、2 億 6,100 万円余であります。また、建設改良費の翌年度への繰越額は 6 億 2,300 万円余で、その財源として 1 億 9,800 万円余を企業債、4 億 2,500 万円余を自己資金で賄うこととしている。また、資本的収支の不足額は、4 億 5,900 万円余で、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,700 万円余、減債積立金及び他団体借入金償還積立金 2 億 2,200 万円余、当年度分損益勘定留保資金 2 億 1,800 万円余で補填するものである。
- ・ 20 ページ 3 の経営成績及び財政状態、(1)経営成績については、総費用は、6 億 1,200 万円、総収益は 7 億 7,400 万円で、うち給水収益は、7 億 3,800 万円、また、当年度純利益は 1 億 6,200 万円である。
- ・ 21 ページ(2)の財政状態については、資産総額は、95 億 8,800 万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は 27 億 4,900 万円、資本は 59 億 3,900 万円である。
- ・ 22 ページ 4 の未処分利益剰余金の動き及び処分(案)については、平成 30 年度末の未処分利益剰余金残高は、3 億 8,500 万円で、処分(案)のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものである。5,300 万円を減債積立金に、1 億 900 万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、2 億 2,300 万円を資本金に組み入れるものである。
- ・ 23 ページ 5 のキャッシュフローについては、平成 30 年度における、業務活動による増は、4 億 9,900 万円、投資活動による減は、2 億 4,300 万円、財務活動による減は 2 億 900 万円で、差引 4,700 万円の増となり、期末残高は 19 億 2,600 万円であ

る。

- ・ 24 ページ 6 の施設整備の概況については、施設整備の事業費について、平成 30 年度執行額は 2 億 4,100 万円余、翌年度繰越額は 6 億 2,400 万円余で、管路の更新を実施するもので、これらの財源には、国庫補助金、企業債及び自己財源を充てるものである。予算外議案の概要については以上である。
- ・ 25 ページ 資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率を報告するものであり、水道事業会計、工業用水道事業会計とも、資金不足の状態にはない。決算の認定及び未処分利益剰余金の処分等につきましては、以上である。

(質疑応答)

●議長

- ・ ただいま、事務局から説明のあった内容について何か意見、質問はあるか。

(意見なし)

- ・ それでは、議題の「議会への提出議案について」は、以上とする。
- ・ 引き続き、その他として、「入札契約制度の統一」及び「施設整備計画等の見直し」の 2 点について説明を。まず、「入札契約制度の統一」から。

●事務局

- ・ 入札契約制度の統一について説明する。資料 2 「入札契約制度の統一について」を御覧いただきたい。企業団における入札契約については、「香川県水道広域化基本計画」において、令和 2 年度から企業団として統一した入札契約制度を導入することとしており、制度設計に当たっては、記載の「3つの基本的方針」によって行っている。以下、そのポイントについて説明する。
- ・ 「1. 入札参加資格者名簿の申請要件」については、(「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント業務等」の発注に係る)企業団における入札参加資格者名簿は、令和 2 年度名簿から統一されることとなるが、構成団体の入札参加資格者名簿が平均完成工事高の要件を設けていない実態を踏まえ、企業団の代表的な発注工事である水道施設工事につ

いて、現在、本部と府中事務所のみに適用しております申請要件を緩和し、平均完成工事高の要件を 500 万円以上から 0 円超にする。

- ・次に、「2. 格付け・発注標準（ランク別の発注金額）」については、【統一案】について図で示している。統一名簿の格付及び発注標準は、現在、本部等で運用されている制度を基本とするが、水道施設においては、経過措置期間を設けた上で、2つのランクが重複する価格帯を設けることとする。ただし、水道施設については令和5年度からとし、下の【経過措置】の図にあるように、令和2年度から4年度までの3年間は、BランクとCランクの上限を引き上げる激変緩和措置を設けることとする。なお、ランク制度の趣旨から、適切な時期に各ランクが重複する金額をなくし、一つの設計金額に一つのランクとなるようにしたいと考えている。また、〈格付〉について、最下段に記載している。
- ②のとおり、各ランクの格付に必要な総合点数の基準は、各ブロック統括センターの業者数や企業団発注工事の予定件数を勘案し、決めることとするが、現行の本部等で運用されている基準を引き下げる方向で考えており、特に、Bランクの業者を増やすこととする。
- ・③のとおり、経過措置期間の間に、格付けの主観点数において、水道の業者を適正に評価するための検討を行いたいと考えている。
- ・「3. 一般競争入札の統一的導入」については、令和2年度から、企業団では、競争性、公平性の確保の観点から、統一的に一般競争入札（総合評価方式）を導入することとし、水道施設については、設計金額 1,500 万円以上の工事について、一般競争入札を適用したいと考えている。
- ・「4. 地元事業者の育成・受注機会の確保」については、一般競争入札による工事発注は、全て総合評価方式を適用することとしており、総合評価の評価項目である「地域精通度（営業拠点）」において、工事場所がある市町に本社がある業者を手厚く評価することとする。具体的には、ブロック統括センター発注における水道施設工事の場合、現行本部制度においては、イメージ図の左側のとおり、工事場所に係わらず、入札参加資格条件となる県の土木事務所管内に本社がある業者に一律 40 点が加算されるが、右側の令和

2年度からの統一制度（案）においては、入札参加資格条件となる企業団ブロック統括センター管内に本社がある業者のうち、工事場所があるC町に本社がある業者にのみ40点を加算することとし、地域性に配慮した運用を行いたいと考えている。なお、指名競争入札の場合、原則として、工事場所がある市町に本社がある業者を優先した指名選定を行うこととしたい。

- ・「5. 電子入札の導入」については、より透明性の高い入札事務を実現するため、令和2年度から、すべての建設工事、設計コンサルタント業務委託において、電子入札を導入することとする。
- ・「入札契約制度統一にかかるスケジュールについて」は、今月28日の企業団議会定例会の後、統一制度の公表を行い、11月12日及び19日に業者説明会を開催することとしている。その後、資料のスケジュールで、入札参加資格審査申請（追加分）の受付、職員研修会を行い、来年4月1日から統一制度の運用を開始する。

（質疑応答）

●議長

- ・ただいま、事務局から説明のあった内容について何か意見、質問はあるか。

（意見なし）

- ・次に、「施設整備計画の見直し」について、事務局から説明を。

●事務局

- ・施設整備計画等の見直しについては資料3により、現在の検討状況について説明する。
- ・検討項目・スケジュールについては、現在、種々の状況変化を踏まえ、「広域水道施設計画」、「経年施設更新計画」の見直し作業を進めているところである。合せて、これら施設整備計画と密接に関連する「財政収支見通し」についても見直しを行う。スケジュールについては、令和2年度第3・4半期に開催予定の企業団議会です承を得るべく作業を進めたい。また、その過程で委員の皆様に随時報告する。
- ・見直し課題の主なものでは、広域水道施設については、企業団全体としての課題として、東かがわ市の湊川で計画されている五名ダム再開発事業への対応や、現在、3か所ある

水質検査室の統合について検討を行っている。また、各ブロックの課題について、より合理的、経済的、安定的な計画となるよう検討を重ねているところある。これらブロックの課題については、関係首長のご意見を伺い、御理解を得た上で進めたい。

- ・各事務所が実施する経年施設更新については、限られた予算で最大限の効果が得られるよう、防災・減災対策、老朽施設の更新計画の見直しに向けて作業を進める。
- ・これら検討に当たっては、旧事業体ごとの財政収支にも十分留意しなければならないと考えている。今後、進捗に応じて個別に説明させていただくことも必要と存じている。

(質疑応答)

●議長

- ・ただいま、事務局から説明のあった内容について何か意見、質問はあるか。

(意見なし)

- ・意見もないようなので、説明事項については、以上とする。
- ・本日の議事は以上だが、ほかに企業団に関する事で、何か発言があればお願いしたい。

(発言なし)

- ・委員の皆様の御協力により、本日の協議会が円滑に終了できたこと、お礼申し上げたい。

●司会 閉会